

民間資格活用促進に係る実施要領

1 目的

民間資格を保有している技術者の積極的な活用を図り、地域の守り手となる技術者の確保及び技術力の向上を図るものである。

2 本要領で定める民間資格

本要領で定める民間資格は下記（１）から（７）を指す。

- （１）ふくしまME（防災）（ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会）
- （２）ふくしまME（保全）（ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会）
- （３）コンクリート診断士（公益社団法人日本コンクリート工学会）
- （４）土木鋼構造診断士（一般社団法人日本鋼構造協会）
- （５）一級構造物診断士（一般社団法人日本構造物診断技術協会）
- （６）地すべり防止工事士（一般社団法人斜面防災対策技術協会）
- （７）砂防・急傾斜管理技術者（（公社）砂防学会）

3 対象業務

（１）道路施設及び河川施設等に関する点検診断業務。なお、対象施設毎の管理技術者へ追加する資格等は別表１のとおり。

※別表１に記載のない施設に関する業務は、本要領の対象外とする。

（２）砂防設備修繕設計業務。なお、管理技術者へ追加する資格等は別表２のとおり。

※補修については、構造計算が不要な漏水及びクラックの補修のみ適用とする。

（３）橋梁補修調査設計業務委託。なお、管理技術者へ追加する資格等は別表３のとおり。

（４）落石防護柵設計業務。なお、管理技術者へ追加する資格等は別表４のとおり。

※新設・補修のどちらも対象とする。

4 事務処理要領

「入札公告」（指名競争の場合は指名通知書、随意契約の場合は見積書提出通知）手続きについて下記事項を追加する。

（記載例）

○ その他

（○）本業務は、「民間資格活用促進に係る実施要領」を適用する業務である。

5 その他

（１）本要領に記載の無い事項については、共通仕様書による。

（２）本要領の有効性等を確認するため、後日フォローアップを実施する。

※詳細は、別途通知する。

（３）測量業務等の主任技術者を配置する業務は、本要領内の管理技術者を主任技術者に読み替えて適用する。

附 則

この要領は、平成31年 4月 1日から適用する。

この要領は、令和 元年12月19日から適用する。

この要領は、令和 2年11月25日から適用する。

この要領は、令和 7年 4月15日から適用する。

この要領は、令和 8年 3月24日から適用する。

別表1

対象施設	点検診断業務の管理技術者として活用を図る資格						
	ふくしまME (防災)	ふくしまME (保全)	コンクリート診断士	土木鋼構造診断士	一級構造物診断士	地すべり防止 工事士	砂防・急傾斜 管理技術者
① 自然斜面	◎	○	—	—	—	◎	—
② 道路土工構造物 (切土・斜面安定施設、盛土)	◎	○	—	—	—	◎	—
③ シッド・大型カルバート	◎	○	◎	—	—	—	—
④ トンネル	◎	○	◎	—	—	—	—
⑤ 橋梁 (コンクリート橋)	○	◎	◎	◎	◎	—	—
⑥ 橋梁 (鋼橋)	○	◎	◎	◎	◎	—	—
⑦ 横断歩道橋	○	◎	◎	◎	◎	—	—
⑧ 舗装	○	◎	—	—	—	—	—
⑨ 門型標識	○	◎	—	◎	◎	—	—
⑩ 小規模構造物 (門型標識以外の標識、道路照明)	○	◎	—	◎	◎	—	—
⑪ 河川堤防 (コンクリート構造物)	◎	◎	◎	—	—	—	—
⑫ 河川堤防 (盛土)	◎	○	—	—	—	—	—
⑬ 樋門・樋管	◎	◎	—	—	—	—	—
⑭ 地すべり対策施設 (抑制工、抑止工等)	◎	○	—	—	—	◎	—
⑮ 急傾斜地崩壊防止施設 (抑制工、抑止工)	◎	○	—	—	—	◎	◎
⑯ 砂防設備 (H=15m以上のダム及び鋼製 ウォールゲート型砂防えん堤を除く)	○	○	○	—	○	—	◎
⑰ 雪崩防止施設 (コンクリート及び鋼構造物)	◎	◎	—	—	—	—	—
⑱ 海岸堤防 (コンクリート構造物)	◎	◎	◎	—	—	—	—

◎：活用を図る資格を取得していることを管理技術者の要件にする。

○：活用を図る資格を取得し、かつ、同種業務における担当技術者としての実績を1件有することを管理技術者の要件にする。

別表2

対象施設	砂防設備修繕設計業務の管理技術者として活用を図る資格						
	ふくしまME (防災)	ふくしまME (保全)	コンクリート診断士	土木鋼構造診断士	一級構造物診断士	地すべり防止 工事士	砂防・急傾斜 管理技術者
① 砂防堰堤詳細調査	○	○	○	—	○	—	◎
② 砂防堰堤補修設計	○	○	○	—	○	—	◎

◎：活用を図る資格を取得していることを管理技術者の要件にする。

○：活用を図る資格を取得し、かつ、同種業務における担当技術者としての実績を1件有することを管理技術者の要件にする。

別表3

対象施設	橋梁補修業務の管理技術者として活用を図る資格						
	ふくしまME (防災)	ふくしまME (保全)	コンクリート診断士	土木鋼構造診断士	一級構造物診断士	地すべり防止 工事士	砂防・急傾斜 管理技術者
① 橋梁（コンクリート橋）	○	◎	◎	◎	◎	—	—
② 橋梁（鋼橋）	○	◎	◎	◎	◎	—	—

◎：活用を図る資格を取得していることを管理技術者の要件にする。

○：活用を図る資格を取得し、かつ、同種業務における担当技術者としての実績を1件有することを管理技術者の要件にする。

別表4

対象施設	落石防護柵設計業務の管理技術者として活用を図る資格						
	ふくしまME (防災)	ふくしまME (保全)	コンクリート診断士	土木鋼構造診断士	一級構造物診断士	地すべり防止 工事士	砂防・急傾斜 管理技術者
① 落石防護柵	◎	○	○	—	○	—	◎
② 落石防護擁壁（H=5m以下）	◎	○	○	—	○	—	◎

◎：活用を図る資格を取得していることを管理技術者の要件にする。

○：活用を図る資格を取得し、かつ、同種業務における担当技術者としての実績を1件有することを管理技術者の要件にする。